

研修名	専門課程 運航労務監理官（基礎）【集合】 （平成17年度～）					
目的・重点事項	<p>運航労務監理官業務を実施する上で必要な関係法令、監査実務、及び捜査実務及び国際条約等に関する専門知識を修得させることを目的とする。</p> <p>以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 船員法、海上運送法及び内航海運業法の監査実務に関する専門知識の修得</p> <p>② 他分野の監査及び捜査実務に関する専門知識の修得</p> <p>③ 課題研究（上記①及び②で修得した監査実務に関する専門知識の定着度を図るため、模擬監査や実際の監査事例の討議を行い、総括することにより、より実践的な知識として修得させる。）</p> <p>④ 船員法上の船員労務官として業務に必要な関係法令に関する知識及び監査実務及び捜査実務に関する専門的知識の修得</p> <p>⑤ 海上運送法における一般旅客定期航路事業等許可時の安全審査に関する専門的知識の修得</p> <p>⑥ 海上運送法及び内航海運業法上の船舶運航事業に係る安全確保監督業務に関する専門的知識の修得</p> <p>⑦ 課題研究（船員労務監査等のロールプレイ、実際の監査事例の紹介等を行い、監査実務、作業安全に関する知識を修得し、運航労務監理官業務における実践的な知識を付与する。）</p>					
対象者	地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の職員で、運航労務監理官の職にある者					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	2435	1				2536
研修期間	29.2529.75 時間 5日間			令和5年5月15日（月）～ 令和5年5月19日（金）		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義 (14.755.0)</p> <p>① 関係法令の基礎知識、船員職業安定法の基礎知識、国際条約の基礎知識 (8.75)</p> <p>② 捜査実務、海上交通の安全対策、船体設備の基礎知識(総論) (6.0) 自動車監査業務の概要、労働基準監督業務の概要、知床遊覧船事故を踏まえた監査のあり方</p> <p>2. 課題研究 (13.2523.5) 監査実務（船員労務監査：総論、運航管理監査：総論、船員労務官の監査業務、船員労務監査：各論、運航管理監査：各論、船舶監査：ロールプレイ、模擬監査、班別討議、総括）</p> <p>3. その他（1.25） 入校式、修了式、オリエンテーション</p> <p style="text-align: right;">計 29.2529.75</p>					

前年度からの 主な変更点	
担 当	柏研修センター教務課（TEL：04-7140-8777） [募集・内容について] 海事局安全政策課（TEL：03-5253-8631）
備 考	携行品「船員法及び関係法令」